

枚方市教育委員会任期付職員採用選考 募集要項

(令和9年(2027年)4月1日付採用)

令和8年(2026年)7月
枚方市教育委員会

枚方市教育委員会では、市立小学校で市独自の少人数学級編制の実施、学習指導要領への対応など、教育のさらなる充実を図るために、市の負担によって、令和9年(2027年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日までの1年間の任期(雇用期間)を定めた常勤の小学校講師を採用します。受験資格や応募方法は次のとおりです。

1. 募集職種、採用予定人数及び受験資格

職種	採用予定人数	受験資格
小学校講師	43人程度	<p>次の(1)~(4)の全てを満たしていること</p> <p>(1)小学校教諭の普通免許状を有すること(令和9年(2027年)3月31日までに満たしていること)。</p> <p>(2)地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しないこと(P4.参照)。</p> <p>(3)平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)に該当しないこと(P4.参照)。</p> <p>(4)令和8年12月25日施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(こども性暴力防止法)」に規定する特定性犯罪事実該当者でないこと(P5~6.参照)。</p>

※国籍、年齢は問いません。


2. 申し込みについて

①受付期間 7月1日(水)午前9時から7月15日(水)午後11時59分まで

②申込方法 インターネットによる申し込み

※インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、7月9日(木)までに教職員課にお問い合わせください(平日午前9時から午後5時30分まで)。

事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンまたはスマートフォン、タブレット ※スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。一部の機能はPDFを閲覧できる環境が必要です。 ・メールアドレス ※「city.hirakata.osaka.jp」「bsmrt.biz」「cibt-s.com」のドメインから送付される電子メールが受信できるように設定してください。(スマートフォンの設定方法については、各自で確認してください) ・顔写真のデータ ※申込前半年以内に背景を無地で撮影したもので、上半身、脱帽、正面向きで本人と確認できるもの。 ※登録可能なファイル形式は画像(JPEG)のみ、データサイズは最大3MBです。 ※スマートフォン等で写真を撮影する場合は、縦向きで撮影してください。 ・第一次選考(書類選考)の記述設問(別紙参照)に対する答案 ※答案はエントリーシート内で入力していただきますが、入力中にシステムのタイムアウト等により、画面が切断されてしまう場合があります。内容消失を防ぐため、あらかじめテキストファイル等で原稿をご準備いただき、貼り付けしていただく等をお勧めします。
------	--

<p>申 込 手 順</p>	<p>①ホームページから申込専用サイトへ接続しメールアドレス等を事前登録 (下記QRコードまたはhttps://www.city.hirakata.osaka.jp/0000053197.html)</p>  <p>②事前登録完了のメールを受信後、メールに記載されたURLにアクセスし、マイページ内で受験者情報(エントリーシート)を入力し、登録 ③登録完了メールを受信し受験申込完了 ※③の登録後に24時間を経過しても完了メールが届かない場合は、教職員課にお問い合わせください。</p>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申込締め切り直前は、サーバーが混み合うことなどにより申し込みにかかる恐れがありますので、<u>余裕をもって早めに申込手続きを行ってください。</u> ・受付期間中は、24時間いつでも申し込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申し込みの遅延等には一切の責任を負いませんのでご注意ください。 ・記入不備等により、受付期間中に応募することができなくなったとしても一切責任を負いませんので、申込は慎重に行ってください。 ・申し込み等で得た情報は、本採用選考の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例等に基づき適正に管理します。

3. 選考日時、方法及び会場等

(1) 第1次選考

- ・ 選考内容 書類選考
※申し込み時の記述設問(1問)での選考となるため、参集不要です。

(2) 第2次選考

- ①日 時 令和8年(2026年)8月18日(火)
- ②場 所 輝きプラザきらら(集合時間等の詳細は第2次選考受験者に対して専用サイト内マイページで通知。8月13日(木)中までに通知が届かない場合は教職員課へご連絡ください。)
- ③選考科目 個人面接 ※第1次選考の成績は反映しません。
- ④持参する物 受験票、筆記用具

【枚方市教育委員会任期付職員採用選考 第1次選考免除について】

今年度枚方市教育委員会任期付講師として枚方市立小・中学校に勤務し、令和9年(2027年)3月31日に任期満了となる方は、第2次選考からの受験となります。

【受験上の注意】

- ・ 選考会場へは、公共交通機関等を利用してください。
- ・ 選考会場内では、係員の指示に従ってください。指示に従わない場合、退場を命じることがあります。
- ・ 地震、台風等により選考の実施が危惧されるときは、選考当日の午前9時00分から午前9時30分までに教職員課にお問い合わせください。(8. 参照 選考に関する問い合わせ先)

4. 結果発表

(1) 第1次選考

令和8年(2026年)8月7日(金) 午後1時以降に専用サイト内マイページにて通知します。

(2) 第2次選考

令和8年(2026年)9月中旬頃に受験者全員に郵送にて合否を通知します。なお、合格基準に満たない場合は不合格となるため、合格者数が採用予定人数を下回る場合があります。

5. 成績開示

不合格者に対しては、結果発表に合わせて成績（順位・得点・合格最低点〈合格者が1名の場合は、順位・得点〉）を送付します。合格者には開示しません。

6. 合格と採用

- ・第2次選考合格者は、採用候補者名簿に登載します。ただし、受験資格がないことが明らかになったときは同名簿から削除します。また、エントリーシート、提出書類の記載内容に虚偽があったときは、同名簿から削除する場合があります。
- ・令和9年（2027年）4月1日以降、必要に応じて採用します（原則として、令和9年（2027年）4月1日に全員採用します）。
- ・選考合格者の他に補欠合格者を決定することがあります。採用辞退者または採用候補者名簿からの削除者が出た場合等、補欠合格者の成績上位者から採用候補者の繰上補充を行う場合があります。
- ・採用前に卒業（見込）証明書等の関係書類の提出や健康診断の受診が必要です。
- ・任期（雇用期間）は令和9年（2027年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までとなります。

7. 勤務条件（条例等の改正により変動することがあります）

※金額は令和8年（2026年）7月現在

(1) 給 与

最終学歴	初任給月額（教職調整額、地域手当、義務教育等教員特別手当を含む）	
	職歴加算なし	同一職種の経験10年
大学卒	約312,000円	約349,000円
短大等卒	約295,000円	約340,000円

初任給月額は、最終学歴または入職前の経歴に応じて、市が定めるところにより加算することがあります。

その他、扶養手当・住居手当・通勤手当・期末手当・勤勉手当等の諸手当を条例等の定めるところにより支給します。

（参 考）期末手当・勤勉手当 6月支給分・12月支給分計4.65月分 ※令和8年（2026年）7月現在（※在職期間に応じて支給。勤務状況により減算することがあります。）

(2) 勤務時間

原則として午前8時30分から午後5時（休憩時間45分を含む）となっており、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は休みとなります。

(3) 休 暇

年次有給休暇(20日付与)のほか、特別休暇(夏季、結婚等)などがあります。

(4) 社会保険

公立学校共済組合等に加入することになります。

(5) 兼業制限

許可なく他の仕事に従事することは、原則として認められません。（地方公務員法第38条「営利企業従事制限」）

(6) そ の 他

枚方市教育委員会任期付講師として採用された方を対象に、教員としてのスキルアップを目的とした研修等の実施、また悩みや問題解決に向けた支援をおこないます。

8. 選考に関する問い合わせ先

枚方市教育委員会事務局 学校教育部 教職員課 〒573-1159 枚方市車塚1丁目1番1号
TEL 050 (7105) 8040 FAX 072 (851) 2172

○地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○学校教育法第9条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第10条第1項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※1 学校教育法第9条に定める教員等の欠格事由の一つである「拘禁刑以上の刑に処せられた者」には、

- ・拘禁刑以上の刑に付された執行猶予の期間
- ・拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間の期間にある者も含まれるため、記入に当たって留意すること。

※2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行前にした行為に対して、禁錮以上の刑に処せられ（※1と同様、「禁錮以上の刑に処せられた者」に含まれるとされる場合も含まれます。）、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者とみなされます。

○民法の一部を改正する法律 附則（平成11年法律第149号）

第3条 旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人とみなす。

2 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告は新法の規定による保佐開始の審判と、当該準禁治産の宣告を受けた準禁治産者及びその保佐人は当該保佐開始の審判を受けた被保佐人及びその保佐人とみなす。

3 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者及びその保佐人に関する民法の規定の適用については、第846条、第974条及び第1009条の改正規定を除き、なお従前の例による。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）

第四四三条（人の資格に関する経過措置）

懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認について

「令和8年12月25日施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(こども性暴力防止法)」に基づく特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要です。

<必要な内容>

- ・エントリー時に特定性犯罪事実該当者でないことを誓約いただきます。
- ・法施行後において、こども家庭庁のシステムを通じて特定性犯罪の前科の有無を確認します。
※採用者自身がオンラインで戸籍・除籍の情報を登録する必要があります。
※指定する期日までにこの手続きを行わない場合、職務命令違反として懲戒処分の対象となる場合があります。

<「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容>

次のようなものを対象とし、性犯罪前科を確認します。

- ・不同意性交等、不同意わいせつ、児童買春、痴漢、盗撮、未成年淫行 など ※成人に対する性犯罪を含みます。

<特定性犯罪、「特定性犯罪事実該当者」について(参照条文)>

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
- ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
 - 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
- 2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執

行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)(抄)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

輝きプラザきらら 案内図 (第2次選考会場)

所在地：枚方市車塚1-1-1

【 バスをご利用の方へ 】

京阪バス⑫⑬番(枚方市駅北口より北片鉾または小倉町行き)にご乗車の上、片鉾・中央図書館バス停から歩いてすぐ。 ※自動車での来場はご遠慮ください

